

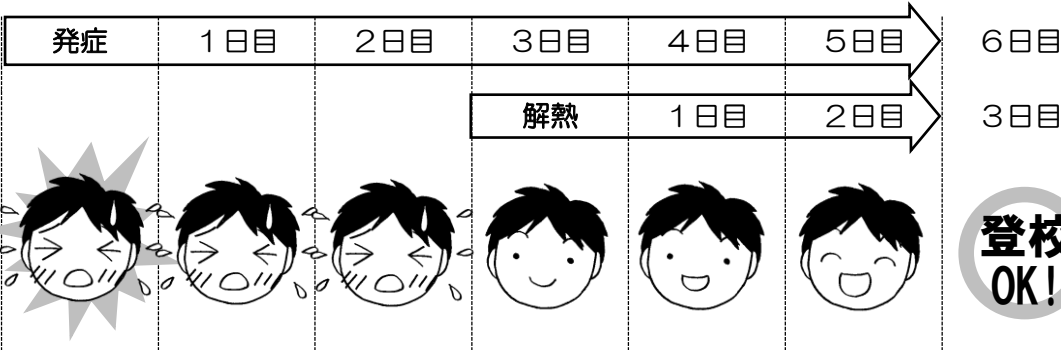
インフルエンザの出席停止期間について

★インフルエンザ発症後、登校可能になるには、下記の二つの条件を両方満たさないとけません。

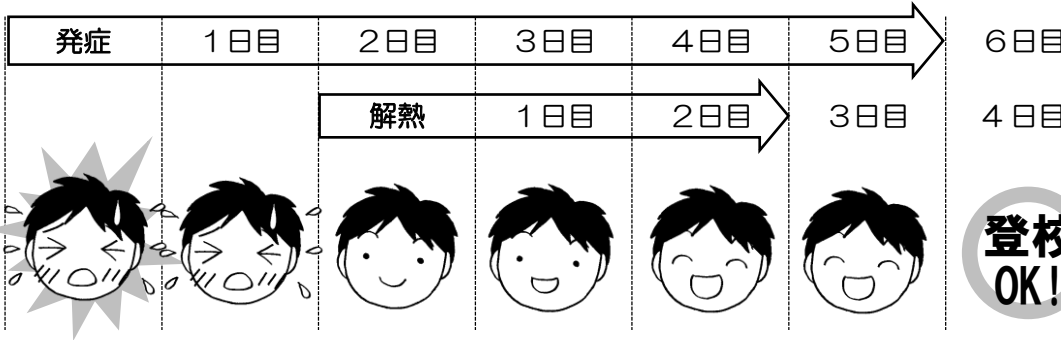
- ・ 解熱後 2 日が経過していること
- ・ 発症後 5 日が経過していること

※発症とは発熱の症状が現れたことを指し、発症日を 0 日目として翌日を発症 1 日目と考えます。

例 1 : この場合は、発症後 6 日目に登校できます！



例 2 : この場合、解熱して 2 日経過しても、発症後 5 日が経過していないので登校できません。発症後 6 日目に登校できます。



例 3 : この場合、発症後 5 日が経過していても、解熱後 2 日が経過していないので登校できません。発症後 7 日目に登校できます。

